

技管第 54 号
令和 2（2020）年 4 月 27 日

栃木県建設産業団体連合会 会長 様

栃木県県土整備部技術管理課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に要する追加費用について（参考送付）

新型コロナウイルス感染拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の今後の対応について」（令和 2 年 4 月 10 日付け監第 62 号、技管第 31 号）のとおり通知しているところですが、令和 2 年 4 月 16 日に緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことを踏まえ、国土交通省より「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和 2 年 4 月 20 日付け事務連絡）が参考送付されました。その中で、感染拡大防止対策に係る追加費用に対する設計変更について明示されたことを受け、当面、県発注の工事及び業務においても別紙のとおり取り扱いを定めましたので、参考までに送付します。

栃木県県土整備部技術管理課
技術調整担当 神山・須藤
TEL : 028-623-2421
FAX : 028-623-2392

追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合の取扱いについて

1 取扱いについて

(1) 対応

受注者が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行うこと。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行うこと。

(2) 設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例を以下に示す）

ア 共通仮設費

- ・労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
- ・現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

イ 現場管理費

- ・現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- ・現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
- ・遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費

※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

上記に掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、費用を計上できるものとする。

疑義がある場合には、技術管理課技術調整担当まで照会すること。

2 その他

本通知日以前から、令和2年2月27日付け事務連絡に基づき実施している感染拡大防止対策についても、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行が確認できるものは、本通知を適用すること。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更 Q&A

技術管理課技術調整担当

Q 1 感染拡大防止対策のため、資機材の購入について協議があった場合、リース品との経済比較はどうするのか。

A 1 原則、リースの場合のみ追加費用を認めることとする。ただし、リース品が確保できない場合、またはリース品が存在しない場合については、購入費用も認めることとする。なお、購入費用を計上する場合は、減価償却の考え方^{*}などを適用し、適切に評価することが望ましい。

※減価償却(定額法の場合)の考え方(例)

＜タブレット購入、工期420日の場合＞

6万円の資機材を購入(耐用年数は5年)

$6\text{万円} \div 5\text{年} = 1.2\text{万円/年}$ (1千円/月)

$1\text{千円} \times 14\text{ヶ月} = \underline{14,000\text{円}}$

ただし、減価償却の考え方は会社により異なるので、上記を例とし、実情に応じて適切に評価すること。

Q 2 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費について、既に持っている資機材を使用する場合、どのように費用を計上するのか。

A 2 通信費のみ追加費用を認めることとし、その場合の費用については、受注者から提供してもらう資料において、当該現場で使用した費用を適切に証明することにより、費用を計上することが出来るものとする。

Q 3 費用計上したものが、実際に当該現場で使われていることの確認はどのように行うのか。

A 3 事前に施工計画書又は業務計画書へ反映させ、発注者の了解を得ること。確実に履行されていることの確認方法については、現場に行った際に確認するか、写真等での報告でも良しとする。

Q 4 マスクについて、数枚の購入でも追加費用を認めるのか。

A 4 量の線引きは難しいので、あくまで常識の範囲内での対応とする。

Q 5 県外から出勤している作業員等について、公共交通機関利用時の感染リスクを避けるため、県内に宿泊する場合の費用は認められるのか。

A 5 宿泊期間(作業発生期間のみとする等)及び宿泊費(他の宿泊施設と比較する等)を適切に評価した上で認めることとする。

Q 6 設計変更時に計上する当該費用は、設計書においてどのように積算するのか。

A 6 共通仮設費及び現場管理費に積み上げで計上することとし、率計算の対象外とする。
発注者においては、Z0042 (**工事価格の積み上げ費用) の配下に、各々の費用を計上すること。

※Q&Aについては、発生事例等を踏まえ、随時更新していくこととする。